

参考資料 1

特定建築物の維持管理
 (建築物衛生法施行令・施行規則)

空気環境の管理	測定項目	浮遊粉じん量・一酸化炭素含有率・二酸化炭素含有率・温度・相対湿度・気流・ホルムアルデヒド量		
	測定頻度	2月以内ごとに1回、定期的に、測定すること(ホルムアルデヒドについては下段)		
	ホルムアルデヒド	新築・増築、大規模の修繕・模様替えを行ったときは、工事完了使用開始後、最初の6月1日～9月30日の間に1回、測定すること		
	冷却塔	水道法第4条の水質基準に適合する水を供給すること 冷却塔、冷却水について使用開始時及び1月以内ごとに1回、定期的に、汚れ等の状況を点検し、必要に応じて清掃及び換水等を行うこと 冷却塔、冷却水の水管を1年以内ごとに1回、定期的に、清掃すること		
加湿装置	水道法第4条の水質基準に適合する水を供給すること 加湿装置及び排水受けについて使用開始時及び1月以内ごとに1回、定期的に、汚れ等の状況を点検し、必要に応じて清掃及び換水等を行うこと 加湿装置を1年以内ごとに1回、定期的に、清掃すること			
飲料水(中央式給湯設備を含む)の管理	遊離残留塩素	7日以内ごとに1回、定期的に検査すること(遊離残留塩素含有率0.1ppm以上保持、直結給水を除く)		
	水質検査頻度	6月以内ごとに1回(消毒副生成物は、毎年、6月1日～9月30日の間に1回)、定期的に、検査すること		
	水質検査項目	(16項目)	一般細菌,大腸菌,鉛及びその化合物,亜硝酸態窒素,硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素,亜鉛及びその化合物,鉄及びその化合物,銅及びその化合物,塩化物イオン,蒸発残留物,有機物(全有機炭素の量), pH値,味,臭気,色度,濁度	
		消毒副生成物(12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン,塩素酸,クロロ酢酸,クロロホルム,ジクロロ酢酸,ジブロモクロロメタン,臭素酸,総トリハロメタン,トリクロロ酢酸,ブロモジクロロメタン,ブロモホルム,ホルムアルデヒド	
	貯水槽清掃	毎年1回以上ごとに1回、定期的に、清掃すること		
	貯水槽維持管理(貯湯槽含む)	○ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上消毒し、排除後立ち入らないこと ○ 水張り後、給水栓・貯水槽内の水について、残留塩素、色度、濁度、臭気、味を検査すること ○ 貯水槽等の状態を定期的に点検し、必要に応じ補修等を行うこと ○ 貯湯槽内の水の攪拌及び槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、温度を均一に維持すること		
簡易専用水道定期検査	毎年1回以上、厚生労働大臣の登録機関の検査を、定期的に、受検すること[水道法]			
雑用水の管理	遊離残留塩素	7日以内ごとに1回、定期的に、検査すること(遊離残留塩素含有率0.1ppm以上保持)		
	pH値、臭気、外観	散水・修景・清掃・水洗便所に使用	7日以内ごとに1回、定期的に、検査すること (pH値:5.8以上8.6以下/臭気:異常なし/外観:殆ど無色透明)	
	大腸菌	散水・修景・清掃・水洗便所に使用	2月以内ごとに1回、定期的に、検査すること(不検出)	
	濁度	散水・修景・清掃・に使用	2月以内ごとに1回、定期的に、検査すること(2度以下)	
	雑用水槽維持管理	雑用水槽の清掃は、材質や水源種別等に応じ適切な方法により定期的に行うこと 雑用水槽等の状態を定期的に点検し、必要に応じ補修等を行うこと		
排水設備の管理	6月以内ごとに1回、定期的に掃除すること 排水槽・阻集器・トラップ・排水管・通気管等を定期的に点検し必要に応じ補修等を行うこと			
建築物の清掃	日常行う掃除のほか、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に大掃除を実施すること 廃棄物の分別・収集・運搬・貯留について、衛生的かつ効率的に処理すること			
ねずみ等の防除	6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること 食料取扱区域や排水槽・阻集器・廃棄物保管設備周辺等ねずみ等が発生しやすい箇所について2月以内ごとに1回生息状況等を調査すること			